

## Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-Chome, Chiyoda-Ku Tokyo 100-0011, Japan

Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <https://www.asb.or.jp/jp/>



2019年2月1日

IFRS 解釈指針委員会 御中

### **「IAS 第23号『借入コスト』—一定の期間にわたる建築物の移転」に関する アジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第 23 号『借入コスト』—一定の期間にわたる建築物の移転」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2018 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 当該アジェンダ決定案は、特定の事例について IAS 第 23 号「借入コスト」（以下「IAS 第 23 号」という。）の原則及び要求事項をどのように適用するかについての検討の過程及び解釈を示したものである。アジェンダ決定案に記載のとおり、アジェンダ決定案に示された具体的な事例の判断にあたっては、IAS 第 23 号の原則及び要求事項により十分な基礎が提供されていると考えられる。ただし、以下の点については検討が必要と考えられる。
3. アジェンダ決定案は、契約資産が適格資産に該当しないと結論付ける根拠として、契約資産の意図した使用が現金又は他の金融資産を回収することであり、意図した使用が可能となるまでに相当の期間を要しないことに着目している。しかし、契約によっては、現金又は他の金融資産の回収が可能となるまでに相当の期間を要する場合があります。この理由付けが適切であるかどうかについては、疑問がある。契約資産が、適格資産、つまり意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産であるか否かについて、契約資産の性質を明確にした上で、検討する必要があると考えられる。
4. 要望書に記載された事例において、契約資産が適格資産に該当しないと結論には違和感はない。この問題に対応する別の方法として、契約資産の意図した使用が債

権と同様、現金又は他の金融資産を回収することであるとの理由に基づいて、IAS 第 23 号第 7 項を修正し、契約資産は、一定の場合（例えば、IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」（以下「IFRIC 第 12 号」という。）第 19 項及び第 22 項を適用した結果、契約資産が適格資産に該当する場合）を除き、金融資産と同様に、適格資産に該当しないと明らかにすることが考えられる。

5. なお、アジェンダ決定案において、「企業が認識する契約資産は適格資産ではない。」との記載がある。しかしながら、IFRIC 第 12 号第 19 項及び第 22 項を適用した結果、契約資産が適格資産となる場合があり、この記載は正確ではない。したがって、アジェンダ決定案において、棚卸資産についてどのように適用するかを記載したのと同様に、当該記載は要望書に記載された事例に適用していることを明確に記載する必要があると考えられる。
6. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長